

一、市独自の対策を補完するために実施すべき施策

(1) 家賃支援に関連する施策

1.本市が開設する各市場では、飲食店における営業自粛等の影響もあり、取扱い数量や価格が大幅に下落して市場関係者が苦境に陥っている。中でも学校給食を専門にしてきた事業者は、前例のない給食の長期休止によって大幅な売り上げの減少に見舞われて経営が悪化しており、学校の休業明けの給食再開が不安視されかねない事態となっている。本市の台所を支えるこうした市場関係者の多くは市場関連施設に入居しているが、これらの事業者が直面する苦境と、公共性の高い役割等を勘案して、家賃に相当する使用料の減免等の支援を行うよう強く求めるものである。

2.前項と同様に、博多港国際ターミナルなど市が開設・所有する施設内の事業者等や、サンパレスやマリゾン等、福岡市所有の土地に立地している施設のテナント等については、雇用や事業の継続を支援する観点から、使用料や賃料等の減免を行うよう要望するものである。

3.本市独自の家賃支援では、隣接同業種でも店舗の床面積によって支援の有無に差が生じ得るなど、事業者間に不満が広まる恐れがある。給付の受付開始後はこうした声を真摯かつ丁寧に拾い上げて我が会派並びに議会へと報告するとともに、必要があれば支援から漏れた事業者への一律の給付の実施等を検討されたい。

4.休業や時短の要請を受けた事業者が、土地建物共に自己所有の物件において営業している場合は本市独自の家賃支援の対象とならないが、要請への協力を促す意味においても、早急に固定資産税の減免等のインセンティブ制度を構築し提示されたい。

(2) 飲食店に対する支援

1.本市が独自に取り組んでいるデリバリー支援については、現金以外の決済手段がない飲食店やデリバリーにかかる人員・機材を確保できない飲食店が支援対象とならない点で欠陥があると言わざるを得ない。これら、支援対象とならなかった事業者を緊急に支援する必要があること、さらには、外出自粛への協力を引続き市民に呼びかける必要があることから、以下の各号からなる施策を速やかに展開されたい。

・現金決済をはじめ全ての決済方法によるテイクアウト利用を対象として、令和2年7月末などの期限付きで10パーセントのプレミアム支援を行う

・支援対象はテイクアウトに取り組む市内所在の飲食店とし（資本規模等は不問）、各